



Newsletter

ATSUMI & SAKAI
www.aplawjapan.com

2024 年 11 月 1 日

No. AFFL_011

「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律」（スマート農業技術活用促進法）の概要

執筆者：弁護士 [臼井 康博](#)／弁護士 [中村 京子](#)／弁護士 [前川 安美](#)

1. はじめに

2024（令和 6）年 6 月 14 日、「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律」¹（スマート農業技術活用促進法。以下「法」という。）が成立し、6 月 21 日に公布、10 月 1 日に施行された。

本法律は、次のような背景で成立した。今後 20 年間で、基幹的農業従事者²が現在の約 1/4 である 30 万人まで減少する見込みであり、従来の生産方式では我が国の農業の持続的な発展や食料の安定供給を確保することができない。

農業者が減少する中で生産性の高い食料供給体制を確立するためには、農作業の効率化に資するスマート農業技術の活用と併せて生産方式の転換を進めるとともに、スマート農業技術等の開発・普及を図ることで、スマート農業技術の活用を促進する必要がある³。

上記のような農業の持続的な発展のための生産性の向上のほか、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農村における地域社会の維持等を図ることを目的として、2024（令和 6）年 6 月 5 日、食料・農業・農村基本法の基本理念を見直し、関連する基本的施策を定める「食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律」が施行された⁴。「スマート農業技術活用促進法」は、「食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律」の基本理念・基本的施策について具体的に定めた法律と位置付けられる⁵。

「スマート農業技術活用促進法」で定められた具体的な各種支援を受けるための要件等については、「生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する基本的な方針」⁶（以下

¹ e-GOV 条文 (https://laws.e-gov.go.jp/law/506AC0000000063/20241001_000000000000000)

² 15 歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

(https://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/r3/r3_h/trend/part1/terminology.html#vg005)

³ 農林水産省 HP「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律について（スマート農業技術活用促進法）」3～4 頁 (<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/attach/pdf/houritsu-55.pdf>)

⁴ 農林水産省 HP「食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案の概要」(<https://www.maff.go.jp/j/law/bill/213/attach/pdf/index-1.pdf>) 但し、法文上は、「食糧安全保障」との用語は用いられておらず、食料の安定供給という用語が用いられている。

⁵ 前掲注 3)1～2 頁

⁶ 農林水産省告示第 1777 号 (<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/attach/pdf/houritsu-49.pdf>)

法律（法 7 条 5 項、法 13 条 4 項）上、明確な委任規定は置かれていないが、法 6 条において、農林水産大臣が基本方針を定めるものと規定されており、当該基本方針が告示の形で定められている。

「基本方針」という。)において具体的な解釈が示されている(法6条)。なお、基本指針の策定に際しては、パブリックコメントも実施されているが⁷、実務担当者には有益なコメントは乏しい。

2. 本法律のポイントー計画認定制度

本法律の最も重要なポイントは、計画認定制度の創設である。

計画認定制度とは、農業者や事業者が、以下に述べる「生産方式革新実施計画」または「開発供給実施計画」を作成・申請し、農林水産大臣から認定を受けると、3.で述べる税制・融資の支援や、行政手続の簡略化等のメリット措置を受けることができる。

(1) 「生産方式革新実施計画」の認定

➤ 「生産方式革新実施計画」について

「生産方式革新実施計画」とは、農業者又はその組織する団体による、(A)スマート農業技術⁸の活用と(B)農産物の新たな生産方式の導入のセットを相当規模で行い、農業の生産性を相当程度向上させる事業活動(「生産方式革新事業活動」)に関する計画をいう(法2条3項、基本方針第一2(1)、法7条)。例えばりんごの収穫に関し、(A)自動収穫ロボットの導入と(B)省力樹形として樹木の直線的な配置をセットで行うことで、自動収穫ロボットによる収穫作業が容易となり、生産性の向上が見込めるような計画である⁹。

また、生産方式革新事業活動を実施するにあたっては、農作業受託や機械供給等のスマート農業技術を活用したサービス(「スマート農業活用サービス」¹⁰)事業者や、食品等事業者と提携して一体的に取り組むことが効果的である。そのため、「生産方式革新実施計画」には、スマート農業技術活用サービス事業者によるサービスの提供や、食品等事業者による農産物または食品の新たな製造・販売等の方式の導入に関する取り組みも含めることができるとされる(法7条3項、基本方針第一2(2))。

➤ 計画認定の基準

計画認定の基準(法7条5項)の具体的な内容は基本方針に定められており、作付面積等のおおむね過半で取り組むこと¹¹(規模の要件)、農業の労働生産性を5%以上向上させること及び所得の維持(計画の目標)、実施期間が原則5年以内(果樹等の植栽又は育成を伴う場合等は10年以内)であること等である(基本方針第一3(1)、(2)、同2(1)から(6))。

(2) 「開発供給実施計画」の認定

➤ 「開発供給実施計画」について

「開発供給実施計画」とは開発供給事業の実施に関する計画である(法13条1項)。そして、開発供給事業とは、農業において特に必要性が高いと認められるスマート農業技術等の開

⁷ 「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律施行規則案」等についての意見・情報の募集」についての主な御意見の内容とそれに対する考え(<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000280173>)

⁸ スマート農業技術活用促進法(以下「法」という。)2条1項に定義され、農業機械等に組み込まれる情報通信技術を用いた技術であって、農業を行うに当たって必要となる認知、予測、判断又は動作に係る能力の全部又は一部を代替、補助等することにより、農作業の効率化等を通じて農業の生産性を相当程度向上させることに資するものをいう。

⁹ 前掲注3)6頁

¹⁰ 法2条4項に定義され、農業者等が行う農業を支援するために対価を得て継続的に行うスマート農業技術を活用した役務(1号:専門作業受注、2号:機械設備供給、3号:高度な技術・知識を有する人材供給、4号:データ分析・供給)をいう。

¹¹ 事業活動の継続性や波及性を勘案し、2以上の農業者等が有機的に連携して取り組むことが望ましいとされている。

発及び当該スマート農業技術等を活用した農業機械等、種苗その他の農業資材又はスマート農業技術活用サービスの供給を行う事業をいう（法 2 条 5 項）。より具体的には、農機メーカー、スタートアップ、大学・公設試験研究機関等、農業において特に必要性が高いと認められるスマート農業技術等（スマート農業技術のほか、生産方式革新事業活動に資する農業機械等、種苗、肥料、農薬等、農業資材に関する先端的な技術も含まれる）の開発・供給を行う事業者による(A)スマート農業技術農業技術等の開発および(B)開発した製品の供給を一体的に取り組む事業（「開発供給事業」）をいう（法 2 条 5 項）。

例えば、ねぎの自動農薬散布ロボットの開発と、開発したロボットを用いた農薬散布サービス供給を一体的に取り組むことで、栽培面積の拡大や、農薬散布のコスト削減に寄与するような計画である¹²。

➤ 計画認定の要件

計画認定の基準（法 13 条 4 項）の具体的な内容は基本方針に定められており、（A）開発面においては基本方針に掲げる開発供給事業の促進の目標の達成に資すること、スマート農業技術等に該当すること等、（B）供給面においては農作業の慣行的な方法と比べて品質又は費用の面で優位性を有すること、アフターサービスの実施、スマート農業技術に適合した生産方式の内容を明確にし、供給に当たって一体的に普及するよう努めること、実施期間は原則 5 年以内であること等である（基本方針第二 3(1)、(2)、同 2）。

3. 計画認定による支援（メリット）措置

(1) 「生産方式革新実施計画」認定の支援（メリット）措置

スマート農業事業者等、スマート農業技術活用サービス事業者、食品等事業者、農機メーカー等を対象に、日本政策金融公庫からの長期低利の融資（法 12 条。償還期限 25 年以内、据置期間 5 年以内、貸付金利借入期間に応じて 0.65%～1.45%（令和 6 年 10 月 1 日現在）¹³等、政令で定める範囲内で公庫が定める）、スマート農業技術を組み込んだ機械等を取得した場合の特別償却の適用（法人税・所得税の特例）が受けられる。

また、出荷契約の際の野菜生産出荷安定法の特例の適用（交付金の交付受領資格の取得。法 11 条）のほか、農作物栽培高度化施設の底面をコンクリート等で覆う場合に係る農地法のみなし届出（法 9 条）や、農業用ドローンの飛行に関する航空法のみなし許可・承認（法 10 条）といった行政手続きのワンストップ化のメリットもある。

(2) 「開発供給実施計画」認定の支援（メリット）措置

(1)「生産方式革新実施計画」認定の場合と同様、日本政策金融公庫からの長期低利の融資（法 18 条）、会社設立や出資受入れ等の際の登録免許税の軽減、中小機構による債務保証（法 19 条、農業競争力強化支援法の特例）を受けることができる。

また、スマート農業技術の研究開発・実用化に取り組むため、農研機構の保有する設備等の利用や、利用に関する専門家派遣を受けられること（法 17 条）、農業用ドローンの飛行に関する航空法のみなし許可・承認（法 15 条）、種苗法の出願料・登録料の減免（法 16 条）といったメリットも受けることができる。

¹² 農林水産省 HP「(チラシ) 開発供給実施計画について」2 頁 (<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/attach/pdf/houritsu-76.pdf>)

¹³ 前掲注 3)23 頁

4. その他の規律等

本法律のその他の定めとして、スマート農業技術活用の促進のため、スマート農業技術を活用するための農業生産基盤や高度情報通信ネットワークの整備、人材の育成・確保、農業分野における知財権の保護・活用等、国が必要な措置を講ずるよう努めること等（法 20 条 3 項、基本方針第三、第四）が定められている。

また、生産方式革新実施計画、開発供給実施計画の認定を受けることで、令和 7 年度予算から、農林水産省の各種補助事業における審査に当たってポイント加算等での優先採択等の優遇措置を設けることが検討されている¹⁴。

5. おわりに

これまでスマート農業技術について定義した法律はなかったが、本法律においてその活用についてメリット措置とともに定めたことにより、農業者・事業者がスマート農業技術を活用したサービスへの参入促進が期待できると考える。今後の運用状況も引き続き注目していきたい。

執筆者

弁護士 [臼井 康博](#)（A&S福岡法律事務所弁護士法人*パートナー、福岡県弁護士会）
Email: yasuihiro.usui@aplaw.jp

弁護士 [中村 京子](#)（オブ・カウンセラー、第一東京弁護士会）
Email: kyoko.nakamura@aplaw.jp

弁護士 [前川 安美](#)（アソシエイト、第二東京弁護士会）
Email: ami.maekawa@aplaw.jp

*A&S福岡法律事務所弁護士法人は、渥美坂井法律事務所弁護士法人と提携関係にありますが別法人であり、渥美坂井法律事務所弁護士法人の従たる事務所ではありません。

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 食料・農林水産法務プラクティスチーム
Email: cpg_affl@aplaw.jp

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。

¹⁴ 農林水産省 HP「スマート農業技術活用促進法の認定による主な補助事業等の優遇措置」
<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/attach/pdf/houritsu-44.pdf>